

CAPS Newsletter

The Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

No.138 April, 2018

目次

〈アジア太平洋研究センター(CAPS)新所長挨拶〉

法学部教授 高安 健将1

〈CAPSからのお知らせ〉

ドキュメンタリー連続上映会 ―沖縄の戦後に向き合う
シリーズ―を開催いたします(5/26,31)2

『アジア太平洋研究』最新号(No.42)が刊行されました...3

〈2018年度 研究プロジェクト一覧〉3

〈CAPS主催企画の報告〉

公開講演会「7年目の福島 いま、私たちが考えなければ
ならないこと」

CAPS主任研究員 恵羅 さとみ4

公開シンポジウム「日本の中の朝鮮文化、再発見」

CAPS特別研究員 武田 悠7

公開ワークショップ「新興国ベトナム 変わる日本
～拡大する若者の越境的移動～」

一橋大学大学院社会学研究科 修士課程修了
マキンタヤ スティーブン9

〈シリーズ 本を読む〉

寺崎 英樹 著『スペイン語文法シリーズ1 発音・文字』

経済学部教授 鈴木 恵美子 12

〈招聘外国人研究員との研究交流〉

「モンゴルにおける法整備支援―異文化理解の観点から」

モンゴル国立大学法学部私法研究科講師

オランゴ・バルダンドルジ 13

現代家族法「その起源、歴史、現代における特徴を
踏まえた法体系化の試論」拡大研究会報告

成蹊大学法学部法律学科3年 綱島 富美栄 15

〈2018年度 新規プロジェクトの紹介 第1回〉

共同研究プロジェクト「消費者行動における無意識と
潜在意識の探究」 経済学部教授 井上 淳子 16

〈CAPS活動報告〉 17

アジア太平洋研究センター(CAPS)新所長挨拶

法学部教授 高安 健将

2018年度よりアジア太平洋研究センターの所長
を仰せつかりました本学法学部の高安健将と申し
ます。

アジア太平洋研究センターは、成蹊大学唯一の
常設研究機関として1981年に創設されました。セ
ンターが創設された当時、世界はまだ冷戦の真っ
只中でした。世界は、資本主義陣営と共産主義陣
営、自由民主主義国と非自由民主主義国、当時の
言葉で言う「先進国」と「発展途上国」に分断され
ていました。アジア太平洋という言葉は、そうした
違いを超えて、ひとつの地域の中で国々にそして
人びとが隣人として共に生きていることを確認し、
相互の交流と理解を深める意義を宣言する意味合
いをもっていたように思います。

その後、アジア太平洋という地域は、関係性を
深化させ、今日、国や社会、人との重層的なつ
ながりへと発展してきました。ただし、それは単
線的に調和と友好を深めるというばかりの地域で
はありませんでした。現在でも、イデオロギー、

体制、歴史認識、安
全保障、経済利益、
領土・領海など、域
内の国家が対立する
理由は多く、国民同
士の感情的対立に至
ることも少なくあり
ません。しかし、そ
れはアジア太平洋と
いう言葉の意味を失
わせるところか、むしろ人びとが隣人として暮ら
すことの意味を自覚させる重要な契機となってい
たのです。

汚染された空気や水が国境を認めてその流れを
止めることはありません。鳥インフルエンザのよ
うな伝染病は、人や動物、モノの移動とともにや
はり国境を越えていきます。ある国が戦争や内戦、
内部崩壊、経済危機に直面すれば、隣国も深刻な
影響を受けざるを得ません。他者の不幸は自らの



不幸となる、それが同じ地域に生きるということではないでしょうか。

もちろん、隣人をもつことには素晴らしい面がたくさんあります。災害などでは助けとなってくれることも多いでしょう。自分たちの知らなかった文化を知るということもあります。音楽、美術、舞踊・ダンス、文学、歴史、衣服、食事、飲み物、遊び、スポーツなどを知り享受することは、私たちの生活を実に豊かにしてきました。他国の文化が自国と実は密接に結びついてきたことを確認することは、まさに自らを知ることです。そして、隣人とのつながりは、時に経済的利益ももたらします。他者と交わることで、自分たちが当然と思っていたことが必ずしもそうではないと知り、生き方が解放されるということもあるかもしれません。

異なる文脈をもって生きている人びとがともに暮らすためには、相互の理解が欠かせません。そして相互の理解のために言葉は頼もしい道具となります。音楽も絵も映像も経済活動も人びとの息づかいさえも、人と人の間を媒介するすべてのものが互いを理解するための方途となり得ます。なぜ他者を理解するのか。それは共に生きるためです。アジア太平洋研究センターは、このようなさ

まざまな道具立てを駆使して、この地域に関する研究を進めてきました。

近年、多くの領域で「研究」は逆風にさらされています。真実を軽んじ情念によって人びとを動員しようとする時代が到来したことを示す‘Post truth’という言葉があります。‘Post truth’に象徴される反知性主義は、知的活動である研究の意義そのものに対する疑念を作り出そうとしています。財政赤字の中で何に予算を振り分けるべきかといった問題は深刻である一方で、研究の効率性や効果を過剰に追求すれば、それは官僚主義や管理主義をもたらし、研究を窒息させます。しかし、そうした不毛とも思われる研究の積み重ねこそが国や社会、人に対する理解を深めてきました。

成蹊大学は幸運にもそのような逆境の防波堤となって研究を支え、それが教育と社会貢献につながる好循環を作り出してきました。アジア太平洋研究センターは、成蹊大学の行う研究活動の最前線を担う拠点のひとつとして、これからも学内のみならず社会に開かれた活動を行い、これを支援して参ります。

今後ともアジア太平洋研究センターをどうぞよろしくお願いいたします。

CAPSからのお知らせ

開催予告

成蹊大学アジア太平洋研究センター 主催

ドキュメンタリー連続上映会

—沖縄の戦後に向き合うシリーズ— を開催いたします

第1回 『米軍が最も恐れた男 その名は、カメジロー』(2017年、佐古 忠彦監督)

日時：2018年5月26日(土) 14:00～17:00 会場：成蹊大学4号館ホール

解説：池宮城 陽子氏(CAPSポスト・ドクター)

第2回 『17才の別れ』(2015年、齊木 貴郎監督)

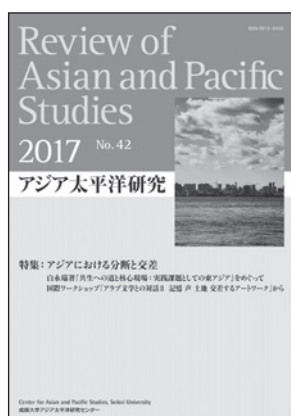
日時：2018年5月31日(木) 15:00～18:00 会場：成蹊大学5号館102教室

トークゲスト：齊木 貴郎氏(監督)

CAPSでは2017年度から引き続き、現代における戦争の歴史と人々の記憶というテーマに関するドキュメンタリー連続上映会を開催いたします。2018年度は、「沖縄の戦後に向き合う」ことをテーマに、2本の映画を上映いたします。

1本目は、戦後の米国占領下の沖縄で、米軍の圧政と闘った抵抗運動のシンボル、瀬長亀次郎の信念を貫いた人生を追っています。2本目は、沖縄戦で従軍看護師「瑞泉学徒隊」として前線に駆り出された宮城 巳知子さんの体験を中心に、沖縄戦の真実に迫っています。2本の映画を通して沖縄の「過去」と「現在」を結び付け、「未来」について改めて考えるきっかけにいただければと思います。皆様の積極的なご参加を、心からお待ちしています。

CAPS 研究紀要 『アジア太平洋研究』最新号(No.42)が刊行されました



アジア太平洋研究センター（CAPS）では年に一度、研究紀要『アジア太平洋研究 Review of Asian and Pacific Studies』を発行しております。

毎号、①センター主催企画や特定テーマについての特集論文、②日本・アジア

を問わず、学内外からの学術論文の投稿を広く受け付けています。論文要領や執筆要領などの詳細はセンターのHPをご覧ください。

最新号となります第42号は、特集として昨年度に開催されたシンポジウム「白永瑞著『共生への道と核心現場：実践課題としての東アジア』をめぐって」に関連する3本、国際ワークショップ「アラブ文学との対話II 記憶・声・土地 交差するアートワーク」に関連する3本の論考に加えて、学内外の論者が執筆した論文を収録し、充実した内容となっております。

センターその他において無料で配布しておりますので、ご関心のある方は、センターまでご一報ください。

ならびに環太平洋に関する投稿論文（査読付）、③センターのパイロット研究や招聘外国人研究者による成果論文などを掲載しています。文系・理系

2018年度 研究プロジェクト一覧

		責任者名	研究題目と目的
共同研究プロジェクト	三年目	日比野 啓 文学部教授 (継続)	アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響 (期間：2016.4.1～2019.3.31) 題目：アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響 目的：アジア太平洋地域において西洋音楽がどのように人々の感受性に影響を与えてきたか、情動(affect)理論の最新の知見に基づき再検討をはかる。
	二年目	渡邊 大輔 文学部准教授 (継続)	グローバルエイジングとライフコース変容 (期間：2017.4.1～2020.3.31) 題目：グローバルエイジングとライフコース変容：福祉国家形成と展開の社会的分析 目的：高齢化が進展する中で、福祉国家形成が進む先進諸国と途上にある途上国間で、どのようなライフコースの変容がみられるか分析する。
	一年目	井上 淳子 経済学部教授	消費者行動における無意識と潜在意識の探究 (期間：2018.4.1～2021.3.31) 題目：消費者行動における無意識と潜在意識の探究 目的：消費者の態度および選択行動の背後にある無意識と潜在意識について、IAT(潜在連合テスト)を応用することで解明し、風評被害製品などの回復方法を検討する。
パイロット研究		井内 勝哉 理工学部助教	ミトコンドリアDNA解析を基軸にしたヤマビルの進化的研究 (期間：2018.4.1～2019.3.31) 題目：ミトコンドリアDNA解析を基軸にしたヤマビルの進化的研究 目的：本研究は、アジアに生息するヤマビルのミトコンドリアDNA配列の違いから、ヤマビルの進化系統樹を作成することを目的とする。
		挾本 佳代 経済学部教授	「美の社会学」の追究 (期間：2018.4.1～2019.3.31) 題目：「美の社会学」の追究 目的：この研究プロジェクトの目的は、「目に見える美」と「目に見えない美」を架橋する、「美」に関する新たな社会学的視座を構築することである。

CAPS主催企画の報告

成蹊大学アジア太平洋研究センター主催 公開講演会
「7年目の福島 いま、私たちが考えなければならないこと」

CAPS 主任研究員 恵羅 さとみ

1月20日（土）、成蹊大学5号館101教室にて、清水修二氏（福島大学名誉教授）による公開講演会「7年目の福島 いま、私たちが考えなければならないこと」が開催された。センターでは2017年度前期にもエネルギー問題と社会を考えるシリーズと題したドキュメンタリー連続上映会を行い、全国の原発差し止め訴訟や世界的な自然エネルギー開発の進展といった地域に残る傷跡や再生へ向けた未来について考えてきたが、本講演の内容は今一度、原発事故がもたらした個人の内面に及ぶ深い分断と苦悩について参加者に突きつけるものであるとともに、自らに意識や判断を問うことを迫るものであった。

清水氏は、1948年に東京で生まれ、その後、京都大学で学び、1980年から福島大学経済学部で地方財政論・地域論を専門として教鞭をとりながら評議員・学部長・副学長などの役職を経て2014年に退職するまで、一貫して「地域と原子力」をテーマに研究を続けてきた。福島原発事故の後、2011年5月から始まった福島県民健康調査では、2013年6月から2017年7月までの4年間に渡って検討委員会のメンバーを務めている。また、2012年3月11日には「原発いらない！ 3・11福島県民大集会」の呼びかけ人代表として集会宣言を起草している。原発関連の著書も多く、これまで『差別としての原子力』（1994年、リベルタ出版）、『NIMBYシンドローム考』（1999年、東京新聞出版社）、『原発とは結局なんだったのか—いま福島で生きる意味』（2012年、東京新聞）などの単著を手がけるとともに、本講演に先立つ1月5日には共著『しあわせになるための「福島差別」論』（2018年、かもがわ出版）を出版したばかりであった。

本講演会は、準備期間が短く十分な告知期間が取れなかったにもかかわらず、蓋を開けてみれば市民を中心に111名の参加者が集うものとなった。福島の現状に対する市民の関心の強さをあらためて示すものであり、討論においても緊迫感のある質疑応答が交わされた。以下では、紙面の許す限り、講演会の内容と論点について整理したい。

まず講演の最初に、清水氏は電源三法交付金の



しくみについて触れられ、「国民の税金が特に原子力発電関連施設の立地に使われる、利益誘導の手段にされるということ」に対して財政学の立場から大きな疑問を抱いたことが、そもそもの自らの研究動機であったと述べられた。清水氏は、1989年に再循環ポンプ破損事故を起こした福島第二原発3号機事故を契機に「社会問題」としての原子力を貧困地域や差別との関係で捉えた著書『差別としての原子力』の中で、「国内に貧困な地域の存在することをいわば「社会的立地条件」としている原子力施設が、地域格差の解消に貢献するというのは、論理矛盾ではないか」（p.255）と基本的な問題意識を表明している。そして、本講演の中でも度々挙げられたフレーズ、「Not in my Backyard (NIMBY)」（＝施設の必要性は認めるが、自らの居住地域における建設には反対するという意）という意識や態度こそが、原子力問題を社会問題としている根源であると指摘している（同p.251）。同時に、清水氏の論考は原発誘致側の論理にも踏み込み、かつての双葉町長の「転向」を伴う増設誘致決議（1991年9月25日）の際には、福島県民として原発と共存させられている立場から、財政学者としての批判的な分析に基づく警告を投げかけるなど、これまで問題を生み出す社会構造をめぐって活発な執筆活動を行ってきたのである。

そのような経緯を持つ清水氏が、福島原発事故後7年の今、東京において開催された講演会の参

加者に訴えたものはなんだったのか。ここでは、以下の2点にまとめたい。

一つ目は、福島県民が抱え続ける深刻な分断・対立の様相である。その中でも、個人の内面に起こる相矛盾した気持ちを取り上げ、例えば、「放射能被曝の被害はいつかは癌になるかもしれないという話なのですが、率直な気持ちからすると、何もなかったで済めば一番いい」が、「ただね、何もなかったで済まされるのはどうも許せないという気持ち」があること、また農業従事者であれば、「風評被害だ」というような消費者に対しては理解してください買ってくださいというけれども、東京電力に対してはこれは風評被害ではなく実害で賠償しろという両方の気持ち」があること、とその引き裂かれる内面を表現した。県内には、現在、廃棄物処理が必要な2200万個の袋が積みあがり、順次、中間貯蔵施設に運び込まれている。法律上、30年以内の県外最終処分地への持ち出しが明記されているが、福島県民ですら「そんなことはできるはずがない」と、「空手形」と捉えていることに氏は憤る。そして、東京電力の電気を使ってきた関東圏に対する思いを、電力会社と政府だけでなく「国民も責任という観点からこの事故を受け止めるべき」「事故の後始末は皆でそれなりに分かち合うという観点をもってもらわないと困る」と述べた。

二つ目は、被害の評価と偏見・差別をめぐる問題である。清水氏の見解によれば、「原発の是非をめぐる見解の違いが被害の評価に直結するという傾向」が現在あらわれており、被害を小さく評価すれば政府や東京電力側に都合がよく、反原発運動を進めようとする被害が大きかったと評価する方がよい、という事情が「事故の評価を非常に政治的にゆがめる結果」となっている。例えば、清水氏が重大視した、2012年の第1回目福島県民健康調査の結果の一つに、「現在の被曝線量で子どもや孫に健康影響がどれくらいだと思いますか?」という設問がある。これに対する回答は、「可能性がきわめて高い」が34.9%、「やや高い」を合わせると60%であった。その際、清水氏が新聞記事に書いた主張を言い換えれば、「こういう風に県民自身が思っているとしたら、福島の者と結婚するな、なんていわれても反論できないじゃないですか。広島長崎の被曝2世3世への調査では遺伝的影響については否定的な結論が出ているのです。まして福島事故の被曝量というのは非常に少ないわけですから、そういうことはないという風に考えて良い」

というものであった。これが、インターネットでの賛否両論の炎上を引き起こした。この時、原発を擁護している、加害者を免罪している、と受け止められたことに対して氏は、「どうしても被害に対して原発が良いとか悪いとか、加害者を許すとか許さないとかいう観点がはいってしまう」「当事者の立場からするとちょっとそれはやめてもらいたい。何もなくて終わるのが一番いいのですから」「反原発の人は被害が大きいことを望んでいるのですかという風に、正直言いたくるところはある」と複雑な心情を述べられた。

では実際に、清水氏自身は被害をどう評価しているのか。数値で出る部分(震災関連死、金銭的賠償額、避難人数や帰還数など)と並んで、ここで問われているのは被曝の健康影響についてである。県民健康調査に委員の一人として加わった清水氏によれば、県民健康調査の目的は2つ—①被曝線量を推計する(被曝の影響調査)、②県民の健康を見守り、改善する—であるが、もっぱら世間に関心をもたれるのは①であることに問題を感じているものの、科学的な真相解明という点では調査を失敗させるわけにはいかないということが、別の問題を引き起こしていると言う。配布資料から引用すると、清水氏がまとめる放射線被曝の健康影響は以下の通りであった。(1)福島事故による住民の被曝線量はチェルノブイリ事故に比べておよそ2ケタ少ない。(2)福島市に住んでいる私の追加的被曝線量は年間0.4mSv程度(一般に1mSvが社会的許容量)。(3)福島のコメは全量検査でセシウムは検出されなくなっている。(4)子どもの甲状腺がんが多数見つかったが被曝の影響とは考えにくいとされている。(5)広島・長崎の被爆者の例に照らしても、子孫に遺伝的影響があるとは考えられない。

しかし、このように示したとしても、「統計的に有意な関係は認められない」という疫学調査の限界と、「検出限界値未満」という検査能力の限界がある。そして、この確認できない被害とどう向き合うかということについて清水氏が主張するのは、患者や被災住民の「しあわせ」という基準である。「しあわせ」とは何なのか。それは氏によれば以下のように表現される。「私自身はこのくらい(0.4mSv/年)無視できると考えていまして、子供も孫も一緒に福島に住んでいます。自然放射線はともかく原発事故の放射線は0.1だって0.01だって許せないという人もいます。許せる許せないの

問題ではなくてそこで生活していくかという問題なのです。もう起こってしまった事故ですから」。そして、一般的に100万人に1人といわれる子どもの甲状腺がんが30万人に190人という結果であったことに対しては「過剰診断」問題として捉え、これも患者とその家族に寄り添うという表現で説明された。清水氏曰く、「甲状腺がんで手術をした子供たちを応援する運動する人とも話をしたことがあるのですが、子供や親の立場になった時に、これは被ばく影響じゃなかったということになった方がいいのか、明らかに被曝のせいだという風になった方がいいのか、どっちなのだろうかと考えた。この癌は事故のせいだと、被曝の結果だとなったら親は非常に苦しむと思います。あの時すぐ避難しなかった、被曝させてしまったと。子供本人にしても被爆者だという傷が残る。過剰診断だった可能性もあるということになったら、これもつらい話ではあるけれども、早く見つかってよかったねという風に言うこともできるのですよね」。そして氏は、責任追及と被曝の影響の有無を切り離すことを主張し、「被曝の影響は完全には否定できない」が、「非常に小さいリスクは「ないことにする」選択」を提示し、「政治的な価値判断をいれないで」、「だれにとって幸せなのか、幸福なのかを考えなくてはいけない」と結論づけた。

以上の講演内容を受け、討論では参加者から疑問が次々に挙げられた。まず容易に納得が得られなかったのは、「過剰診断」として結論づけられた科学的検証の妥当性である。これについては、あらためて氏からデータの概略の提示と「最終的な結論は出せない」、あくまでも「考えにくい」という判断であると説明がなされた。実際の講演はスライドを用いた報告であり、県民健康調査によるデータ分析の詳細は著書や公表資料を読み込む必要があるものの、県民健康調査委員会の委員を務めてきた清水氏自らが、確認できないものを「ないことにする」と名言した事実、違和感と衝撃を抱いた参加者が私を含め少なくないように感じた。また、氏にその判断をもたらした「しあわせ」という基準についての捉え方をめぐっても、権利と差別をめぐると重要な論点が提示された。被曝による健康被害が将来に渡って補償されないことを心配した参加者からは、広島長崎の被爆者手帳と同様のものは交付されるのかという質問が出された。氏は、手帳交付のような権利を主張することが、「ステイグマ」「レッテル」になる可能性を指摘し、「特別な

目でみられてそれが苦しみのためになることもありうる」と述べるにとどめた。事故の発生から1年後に発行した単著『原発とは結局なんだったのかーいま福島で生きる意味』の中で、清水氏は、差別はしばしば「正義」「善意」の名の下に被害者に重苦しい圧迫を与えていると指摘している。例えば被曝した子どもがおおきくなって結婚して先天異常児が生まれる話を描く子ども向けの絵本などに見られる「無神経さ」である。原発に対して批判的な立場を取ってきた清水氏ですら、「脱原発だの反原発だのを唱える側の人々の声に違和感を覚える機会が非常に多くなったのも事実だ。時に抑えがたい怒りを覚えることさえある」(p.9)という。

全体として、一参加者としての感想を述べれば、非常に重く考えさせられる内容であった。そもそも責任追及自体が不十分にしかなされない政治経済社会構造の下で、確認できない被害の評価と原発をめぐる是非や責任追及を切り離して考える、ということがいかにすれば可能であるのか。講演者である清水氏がこれまでの生涯を通じて原発をめぐる社会問題に取り組んできた経緯を考えればなおさら、個々人の「しあわせ」について公的・私的な立場から、あえて選択基準を示す清水氏自身の言説には重みがあり、そこには政治性が付随することも確かである。本講演を通じて、あらためて原発事故がもたらした社会そして個人の内面における分断から目をそらさず向き合う機会を頂いたことに感謝する。自らが、清水氏が糾弾するところの「外の目」で福島をみていないか、そうでないならば、今、求められている知識と想像力とはどのようなものなのか、今後も、センターとして継続的にこのテーマを取り上げ、考え意見交流する場を作って行きたい。



成蹊大学アジア太平洋研究センター主催 公開シンポジウム
(駐日韓国大使館 韓国文化院／公益財団法人日本民藝館後援)

「日本の中の朝鮮文化、再発見」

CAPS 特別研究員 武田 悠

2018年1月27日(土)、CAPSは駐日韓国大使館 韓国文化院と日本民藝館の後援を得て、「日本の中の朝鮮文化、再発見」をテーマとしたシンポジウムを開催した。日本と近隣諸国の関係が揺らぐ中、あらためて日本と朝鮮半島の文化のかかわりについて考えることを目的に、4名の講師による講演と、コメンテーターや会場の方々も交えたディスカッションが行われた。

最初に韓国文化院の金現煥院長が挨拶に立たれ、韓国文化院という日韓文化交流の現場を担当する組織の現在や今後の目標について紹介された。韓国文化院は今後の韓国との関係を支える若年層を重視しているものの、同院主催のイベントにはなかなか参加しないという。そこで今回のシンポジウムのような、日本の大学との共催イベントを行うようになった。

百済の時代から、日本と朝鮮半島の間には朝鮮通信使などの文化交流が数多くなされてきた。もちろん国際政治には冷厳な面があり、政治的、経済的な関係には浮き沈みがある。しかし文化交流は、政治の手段とするべきではなく、常に維持される両国関係の最後の砦となるべきである、と金院長は決意を述べられた。

続いて4名の先生方による講演が行われた。京都市歴史資料館・高麗美術館の井上満郎館長は、古代史における日本と朝鮮半島の間での活発な交流について議論された。当時の史料や日本海を中心

にした地図は、古くは5世紀に、渡来人とそれに伴う文化の到来がピークを迎え、日本海経由でこうした人や文化文明が日本にやってきたことを示している。朝鮮半島で戦乱が続くなかで日本に渡った多数の渡来人は、日本で重要な職を占め、その後の国家形成に影響を与えた。このように日本の文化や国家の背景には、朝鮮半島をはじめとする東アジアという国際環境がある。日本をとりまく海は障害ではなく周辺とつながる回廊であり、国境もなかったことを忘れるべきでない、と井上館長は話を締めくくられた。

韓国外語大学の金政起名誉教授は、北九州と朝鮮半島南部の間の交流について論じられた。九州に朝鮮文化が与えた影響の跡は、朝鮮半島と共通する各地の地名の読み方などに見ることができる。またこの交流は一方的なものではなく、倭人村に見られるように、日本も朝鮮半島に影響を与えた。司馬遼太郎氏の『街道を行く』も、釜山周辺の人たちの風俗が他と異なっており、日本の影響があったことを示唆している。逆に日本でも、例えば対馬・壱岐に、朝鮮半島の影響を受けたト占などの祭祀が残っている。朝鮮半島南部と北九州は、玄界灘という回廊道を通じて互いに人が行き来し、ひとつの祭祀共同体となっていた。そうした密接な交流のあった過去を忘れるべきではない、と金教授は話を締めくくられた。



左から、金 現煥氏 (挨拶)、中江 桂子氏 (司会)



会場の様子



左から、井上 満郎氏、金 政起氏、杉山 享司氏、藤本 巧氏 (いずれもシンポジスト)

写真家の藤本巧氏は、日本における渡来文化の例を自ら撮影された豊富な写真とともに紹介された。東北の巾着田、奈良の竹林寺周辺に広がる棚田などは、同じものが朝鮮半島にも見られる。また韓国で写真を撮り続けてきた藤本氏は、かつての司馬遼太郎氏の助言に従い、近江などで渡来文化の影響を受けた山中の寺を訪れるようになった。苦勞してたどりついた寺で渡来人ががてがけた石塔を見つけるという「朝鮮文化、再発見」を経て、その原型となる石塔も韓国で見出して写真に収め、その後も日本各地で朝鮮半島の影響を受けた儀式や竪穴式住居の写真をとり続けた藤本氏の経験が、ユーモアたっぷりに紹介された。

日本民藝館の杉本享司学芸部長は、柳宗悦が手がけた朝鮮工芸の紹介と、それを通じた日本と朝鮮半島間の文化交流について論じられた。宗教哲学者であった柳は、民衆の生活に美や文化的価値を見出す民藝運動を開始し、偶然朝鮮陶磁器に出会う。朝鮮陶磁器への当時の評価は低かったが、柳は陶磁器だけでなく木工品などの他の民芸品を展覧会で紹介し、さらにはそれらを製作する芸術家も賞賛して、日本による朝鮮半島への同化政策に異を唱えた。また日本国内の民芸品も多数収集し、民藝の美を紹介する日本民藝館を設立するに至った。現在では日本民藝館で韓国の民芸品の調査や修復が行われており、今後も文化財は人類共有の財産であるとの認識に立って保存管理し活用していく必要がある、と杉本部長は話を締めくくられた。

以上4人の先生方のご講演を踏まえ、司会に成蹊大学の中江桂子教授、コメンテーターに同じく

成蹊大学の有富純也准教授、奥野昌宏名誉教授を迎え、会場からの質問も交えて活発なディスカッションが行われた。5世紀ごろに朝鮮半島からの渡来人がピークに達するのは日本側も王権を拡大するなかで渡来人を必要としていたという事情もあること、日本と朝鮮半島では同じ用語でも実際の意味が違うことを前提とすべきであること、韓国による日本民藝館での文化財調査は同館のルーツが朝鮮文化との出会いにあり、韓国文化院とも長い付き合いと信頼があったため当然受けるべきと考えたこと、日本の中の朝鮮文化といっても日本の境界は時代と共に揺らいできたことなど、講演では語りつくせなかった話題が論じられた。

こうして半日に渡って行われたシンポジウムは、220名の参加者を得て、まだ国境が曖昧だった時代、現在とは国境が異なっていた時代の日本と朝鮮半島の交流に光をあてる興味深いものとなった。



左から、有富 純也氏、奥野 昌宏氏
(いずれもコメンテーター)

成蹊大学アジア太平洋研究センター主催 公開ワークショップ
「新興国ベトナム 変わる日本 ～拡大する若者の越境的移動～」

一橋大学大学院社会学研究科 修士課程修了
マキンタヤ スティーブン (Stephen P. McIntyre)

2018年2月22日、成蹊大学6号館601教室にて、公開ワークショップ「新興国ベトナム 変わる日本 ～拡大する若者の越境的移動～」が開かれた。天候に恵まれない中、研究者、学生やベトナムに関心のある者、計76人が参加した。最初にワークショップの司会としてCAPSの中江桂子所長が挨拶を行った。現在、外国人留学生在日本で勉強し働くことがよく見られるようになったことを受けて、現状と問題を認識し、どのような未来があるのかを考える必要があることが今回のイベントを企画することにつながったという。恵羅さとみ氏の呼びかけを受けて開催された今回のワークショップでは、ベトナムの若者や、ベトナムから日本への技能実習生や留学生を対象とした調査を行っている研究者5人による調査報告と討論が行われた。

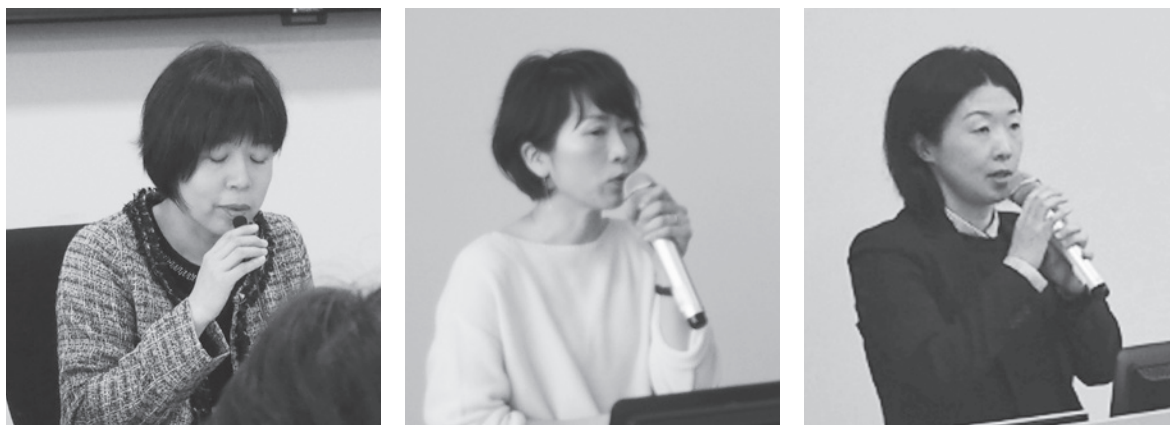
石塚二葉氏はベトナム政府による「労働力輸出政策」についてベトナム戦争後の共産主義政権時代から現在に至るまでのその歴史的な変遷と実態について説明した。「労働力輸出」とはベトナムで使われている言葉の訳語であると説明し、現在のベトナムから日本への労働力輸出においては技能実習生がそれに該当すると考えてよいと述べられた。戦後の共産主義政権の下では、米の輸出以外に共産主義国家間協力の枠組みの中で東欧に向けて労働力を輸出していた。冷戦の終結により一時的に労働力輸出はストップするが、1986年から始まる「ドイモイ」政策(経済システムの改革、一部資本主義の原理の導入)の一環として政府は積極的に複数の国と二国家間協定を締結し労働者を輸出するようになる。そして、2000年代からは国営企業からの送り出しだけでなく、民間派遣業者による送り出しが可能になり、労働力輸出は現在まで増加し続けていることを示した。日本においてもベトナム技能実習生の失踪の問題が取り上げられることが多いが、他の受け入れ国でも、ベトナム労働者の失踪は他国出身の外国人労働者より比率が高いことが紹介された。ベトナムでは転職はごく普通のことであるが、それ以上にガバナンスの問題が大きいという。莫大なローンの返済義務が失踪に

つながる最大の理由であり、また地域政府、中央政府における汚職問題が取り締まりと問題解決を難しくしていると述べた。

伊藤未帆氏はベトナムのエリート校で大学生、特に女子学生を対象とした聞き取り調査で得たデータから、現在のベトナム社会の中で彼女たちが未来についてどのように考えているかを紹介した。共産主義時代から現在に至るまで継続されてきた国家の「望ましい女性像」をプロパガンダーのポスターなどの考察とともに説明し、戦争中や戦後には、女性が男性の代わりに働くことや国のために尽くすことが積極的に促されてきたことを示した。その後、学生としての女性のイメージを奨励するポスターが増えたことも説明した。政府の方針に基づき女子学生の比率も戦争後から急激に増え、男女の不平等が縮まった一方で、「女性らしい」とされる分野を大学で専攻し、卒業後はそのようなキャリアに就くという政策的に「水路付けられた」ライフコースが形成されていったことを明らかにした。そして、現在も多く女性が医療、教育、人文系を専攻することが多いこと、特に人文系においては卒業後の就職が難しいこととその歴史的に構築されてきた女性像との関連性を示した。この水路付けられた経路によって、ベトナムの女子学生は最初に紹介した語りに表れているように、



会場の様子



左から、石塚 二葉氏、伊藤 未帆氏、恵羅 さとみ氏

自分たちに明るい未来を見出せないでいると結論付けた。

恵羅さとみ氏の発表では、近年話題になっている技能実習生の中でも建設業で働く人たちの状況について、近年の制度改正、実習生と現場受け入れ側の両方の実態を紹介した。ベトナム国内で日本の建設技能を教育し、来日して現場で活かすことになるというシステムが出来上がっていることや、実習修了者の滞在期間の延長を可能とする制度の拡張等、労働者不足に対応する日本の建設業とそれに応えるベトナムの労働者の送り出し政策が、多くの若いベトナム人男性が日本の建設業で働く現状を生み出していることを説明した。元来は3年間滞在して帰国することが条件だったのが、建築現場側の要求から「なし崩し的に」滞在できる期間が長くなり、現在では技能実習生1号・2号として3年、さらにそれを「特定活動」資格で2年から3年間延長し、さらに技能実習3号として延長することが可能になり最長8年間滞在することが可能になっていることを示した。同時に、日本政府が期待するほど実習生の数は伸びていないのが現状でもある。技能実習生の送り出しと受け入れは日本とベトナムの二国間協議に基づいて推進されてきたこともあり、自発的なネットワークからなる外国人労働者の移動とはいえない点も指摘した。すでに実習生のネットワークを通して「きつい」仕事であると噂される仕事を忌避する傾向があるほか、実習生のキャリアにとっては日本での経験と帰国後の就職とのミスマッチが大きいことも明らかにされた。政策と実態のミスマッチの他にも残

された課題は多いと述べられた。

佐藤由利子氏からは、近年増加しているベトナム人留学生の現状、特に在学中の就労実態についての報告があった。かつて滞日留学生のトップ3を占めていたのは中国、韓国、台湾の「漢字圏」留学生であった。しかし、3. 11の震災以降、それまでは4位だった「非漢字圏」のベトナム人やネパール人留学生が中国に続き、それぞれ2位と3位を占めるようになった。その背景には、ベトナムとネパールはそれぞれ低所得国としては留学生送り出し比率が高いことや、日本が他の先進諸国と比べて留学中に就労できる時間が長いこと（週28時間）などの要因があり、働きながら学費も返済できると考えるベトナム人留学生が多いと述べた。また、ベトナム人留学生は日本の文化・教育制度に魅力を感じ、国内の日本語ブーム等が留学を促す要因ともなっている。そして斡旋業者が学生を積極的にリクルートして借金で学費等を払って来日する留学生が増えたという。しかし、現実には厳しく、学費・借金の返済をバイト代から引くと残された金額で生活することは難しく、他の留学生と部屋を借り、食費等の生活費を削って暮らしている学生が多い。また、学生は長時間労働と勉強の時間を両立できずに体調を崩し、死亡に至る場合もある。日本が戦略的に高度人材を求め中、卒業して日本で就職する留学生がその需要にある程度応えており、ベトナム人留学生は日本企業に残るか、または帰国後に日系企業で働き起業する傾向が強いことも示した。最後に在留資格に「介護」が創設され、今後、日本で介護職に就くことを目指すべ

トナム人留学生の人数が急増することが期待されていることを述べられた。

最後に平澤文美氏は、インターネット調査の結果を通して、日本の留学経験を持つベトナム人学生の帰国後の仕事の状況について報告した。留学生が高度人材の卵なのかと言う問題関心に基づき、これまでの研究ではそれほど考察されてこなかった留学後の就労状況を明らかにすることが本調査の目的であった。日本で大企業に就職する卒業生の状況については調査があるのに対し、中小企業や帰国後の実態を取り上げた研究は少ないと説明した。本調査はホーチミン市で実施され、北部の状況とは非常に異なることも指摘した。130人の調査協力者は都市出身者が多いことに加えて来日前の日本語能力も高く、帰国後は順調に就職する。また日系企業に勤める者が多く、収入も比較的高かった。結果として、日本語学校に在学しながら働く「出稼ぎ留学生」が経験する高額の借金と長時間労働による忙殺の状況とは区別して検討する必要があることが指摘された。調査結果から、留学後にある程度成功したと言える者が持つ条件を示したとし、留学前に比較的高い学歴・日本語能力を持っており、留学を通して更に能力を高めることができたことを示した。さらにアルバイトや奨学金を獲得する可能性も高く、帰国後の就職のチャンスにもつなげていることが分かった。

討論の時間では、技能実習制度についての実態の確認に関する質問や、ベトナム留学生と技能実習生の出身階層についての質問など、活発な議論が交わされた。このワークショップにはベトナム

人留学生も参加しており、ホーチミン市出身で法政大学一年の学生は、佐藤氏の報告でも指摘されたように多くのベトナム人学生は欧米に留学することを選ぶ傾向が強く、彼以外の知り合いは皆欧米諸国へ留学したとコメントした。また大学院生のウェイさんはベトナムの若い人の就職状況についてやはり「コネ」が重要であることを指摘し、ホーチミン市では実力によって就職することが可能で若者が集まる傾向があり、他の地域出身の学生は留学先で就職を希望する人が多いことについて話した。廣野良吉成蹊大学名誉教授からは技能実習生の失踪という深刻な問題に関する質問があり、惠羅氏をはじめ登壇者により議論された。惠羅氏は失踪について、構造的にそれを引き起こす要因があることが以前から指摘されていることに言及した上で、保証金の問題、受け入れ企業でない場で働かせる偽装派遣業者の問題について述べた。強制帰国の問題についても説明があり、労災や過酷な状況で働けない場合に強制帰国の例が見られることを述べた。失踪の問題とかかわっている多額の自己負債の問題においても、日本側が改善の勧告をしても、ベトナム側では容易に解決されないことを指摘し、現在でも厳しい状況が続いているという。

全体を通して現代ベトナム社会の若者の実態から、日本での留学と就労、帰国後の実態等について日本とベトナムを結ぶ移動するベトナムの若者の経験から両社会が抱える重要な課題について考えさせられる企画となった。



左から、佐藤 由利子氏、平澤 文美氏

シリーズ 本を読む

寺崎 英樹 著『スペイン語文法シリーズ1 発音・文字』(大学書林、2017年)

経済学部教授 鈴木 恵美子

本書は「スペイン語文法シリーズ」の第1巻として刊行された。このシリーズは、スペイン語学の新しい成果やスペイン語圏の言語アカデミーによる最新の文法記述や正書法にも目を配り、主要な文法事項を分かりやすく提示することを目的としており、本書でも音声学や音韻論の基本的概念とともに、スペイン語の音素と音、音節、アクセントなどの韻律的特徴、正書法が分かりやすく解説されている。日本語で読めるこの分野の本格的な参考書として、本書は研究者や教員にとって大きな助けになるだろう。以下、特筆すべきいくつかの特徴を紹介していきたい。

まず注目されるのは、本書がスペインとイスパノアメリカの両方のスペイン語を対象にしていることである。これは、言語記述の際にスペイン語圏全体に目配りしようという世界的傾向と一致している。

本書にも言及がある通り、スペイン語の規範を確立するために1713年に設立された王立スペイン学士院(アカデミア、Real Academia Española)は、かつてはスペイン中心主義をとり、他のスペイン語圏には無関心であった。しかし20世紀に入ってから、上記アカデミアとイスパノアメリカ諸国、米国、フィリピンなど世界の23団体が参加したスペイン語学士院協会(Asociación de Academias de la Lengua Española)が共同で辞書や文法、正書法を刊行している。こうした流れに沿う形で、本書では地域の変異が随所に示されている。例えば子音については、北部方言と南部方言の子音体系の違い(/θ/と/s/を区別するスペイン北部体系と、/θ/が欠けており/s/に合流しているスペイン南部およびイスパノアメリカの体系)が提示された上で、実際の発音で聞かれる様々な地域の変異にも言及がなされている。

二つ目に、日本語や英語との対照という視点が取り入れられている点である。英語学習経験のある日本語母語話者がスペイン語の発音の際に注意すべき事項は大いに参考になる。例えば、日本語

では[l] (有声歯茎側面接近音)、[r] (有声歯茎ふるえ音。いわゆる巻舌)、[r] (有声歯茎はじき音)のいずれで発音しても同じラ行と認識されるが、スペイン語ではそれぞれ別の音素であり、本書で解説されている発音の区別をしっかりと身に付ける必要がある。また英語が達者な人も注意が必要で、

スペイン語のlの発音に「暗いl (dark l)」(salt, feelの末尾のlの発音)を持ち込まないこと(スペイン語のlは明るいl (clear l)で発音される)など、英語と似ているからこそ見過ごしやすい事例も数多く挙げられている。

最後に、本書が正書法(最新のアカデミア『スペイン語正書法』(2010)を参照)についても網羅的に扱っている点に注目したい。正書法とはある言語の表記法を定める規則のことで、音素と文字の対応、アクセント記号や句読記号の打ち方、語の分かち書きの規則、大文字と小文



字の使い分け、略語や外来語の綴り方などを含む。スペイン語はヨーロッパの言語の中でも有数の規則的で表音的な正書法を持ち、綴り字を見れば正しい発音が分かるようになっている。そのためアカデミアの辞典は音声表記を載せていないほどである。しかし、一般にアルファベットのような表音文字は、正書法を定めた当時はある程度その時代の発音を忠実に表していても、音声言語が変化するにつれて発音と文字がかい離してしまう傾向にある。スペイン語でもそうしたかい離を是正するため、アカデミアが中心となってこれまで大小の正書法改革が行われてきた。本書では過去の改革の概要にも触れており、現在のアカデミア正書法がスペイン語圏唯一の規範となるまでの変遷を追うことができるようになっている。私が専門とするスペイン語史の研究では専ら文字資料を分析するため、正書法の知識は欠かせない。研究の場でも本書を参照する機会は増えるだろう。

シリーズ第1巻である本書が、様々な側面からの疑問や興味に答えてくれるものであることを通読して感じた。第2巻以降の刊行が待ち望まれる。

招聘外国人研究員との研究交流

モンゴルにおける法整備支援—異文化理解の観点から

モンゴル国立大学法学部私法研究科講師 オランゴ・バルダンドルジ

はじめに

2017年12月末から翌2018年2月上旬までの52日間、成蹊大学アジア太平洋研究センターに客員研究員として在籍する機会を得た。母国モンゴルの法制度を国際比較の観点から検証し、これまで携わってきた法学教育について客観的に考えることができたのは大変有意義であった。

在籍期間中は、主に家族法に関する文献を収集するとともに、モンゴルの慣習法、とりわけ現行の法制度における慣習法の影響について検証を重ねた。2018年1月23日の拡大研究会は日本での研究成果を報告する貴重な機会となった。家族法は一般的にその国の伝統・文化からの影響が潜在的に多く存在していると考えられるが、特にモンゴルの場合、伝統的な遊牧民の生活からの影響が少なくない。それゆえ、現代的な法制度の制定過程における慣習法の影響は重要なテーマとなっており、今後の法制度の整備においても無視できない側面である。

モンゴルは1990年、78年間にわたる社会主義体制を廃止した。禁止されていたモンゴルの伝統的な文化が復活し、1992年には信仰および思想の自由を憲法で定めた。民主主義国家を自らの力で成立させ、ドイツや日本、ロシアからの法整備支援を受けつつ自国の法制度を整え、法学教育の充実を図ってきたのである。

しかし、78年間も旧ソビエト連邦の強力な指導のもとに置かれ、法制度を制定してきたモンゴルは、法律の中身も旧ソ連の法をそのまま受け継いできており、自国の法制度を変えることは難しい試みだった。

法整備支援と法学教育による異文化理解

そうした難しさは、法整備支援を受けている側のみならず提供している側にとっても同じだったのだろう。例えば、アジア諸国で法整備支援に携わってきた小杉丈夫氏(財団法人国際民商事法センター理事・弁護士)によると、「支援」という言葉には、外国を援助する、教えるというニュアンスが



強い。西欧の法整備支援には、法は西欧で生まれ、発達したものであり、法整備支援は、遅れた発展途上国に、西欧の進んだ法を教えることだという固定観念がある。しかし、小杉氏は、日本からの法整備支援にあたっては、法を道具(手段)とした異文化の交流であること、日本人と外国人との共同作業であることの認識を持つべきであると述べている(「日本の法整備支援—今求められているもの」より)。つまり、法整備支援が順調に進み、より良い成果を収めるためには、異なる法体系にまたがる比較法的な視点に基づく教育が必要となってくる。

モンゴルにおける日本による法整備支援は、まさにこの点を強く意識した試みである。

2006年9月、日本の法整備支援の一環として、モンゴル国立大学法学部に日本法教育研究センターが設立された。同センターの設立の趣旨は、モンゴルの法制度について勉強しつつ、日本語で日本の社会・歴史、法政治制度を学ぶというものであった。設立当初、「日本の法制度を日本語で勉強することには何の意味があるのだろうか」と疑問視する者もいた。「日本の法制度ではなく、まず自国の法制度についてしっかり勉強し、アジアの国々の法制度というより、西欧の国々、主にドイツの法制度について研究・教育を進めるべき」と考える教員も少なくなかった。しかし、将来モンゴル国

にとって貴重な人材が育成されると考えて、日本語で日本の社会、文化、法を学ぶことの重要性を理解した見通しの優れた教員もいたのである。

現在、日本法教育研究センターの学生は、単に学問的な知識を身につけているわけではない。自国の伝統、文化、法制度を大切にしつつ、日本語を通して、日本という異文化に触れ合うことによって、さまざまな事象について考え、比較し、探りながら、新たな知識や価値観を身につけている。

例えば、判例解釈の授業では、やみくもに日本の判例研究に従わせるのではなく、異なる法体系の国々における法学研究および法解釈のあり方を考察し、なぜ比較研究が重要なのかを自ら考えるように指導している。さらに、授業外活動として、日本の食文化、漫画、映画、書道などを体験し、法文化の背景となる日本の伝統的な文化に触れる機会を提供している。こうした経験を通じて初めて、法整備支援を提供している国の本来の支援の意味が成熟し、法整備支援を受けている側との相互理解も深まり、国際協力が達成されるのである。

まとめ

法整備支援の有益な点は、異文化に触れることによって、他国の文化や制度について理解を得ながら、自国の社会制度を違った観点から観察する機会を得られることである。自国の伝統や文化への認識を新たにさせてくれる点でも学びが多い。モンゴルのような体制移行国が法整備支援を受けることは大切である。しかし重要なのは、その中で自国の独自の法制度を作り上げていくことである。このような役割を日本法教育研究センターの卒業生たちが担っていくのだろう。今後、モンゴル人の知恵と歴史上の経験を活かしたモンゴルならではの法制度を作り上げることが求められる。そして、それを世界の国々へ発信し、伝えていけたらと願っている。

今回の滞在期間中、上述したことについて考えながら、家族法の研究を進めてきた。モンゴルの場合は、「遊牧民が先にあり、国家はその後からできた」とも言えるほど、遊牧社会の伝統が浸透している。遊牧民は今でも独自の規範の中で生きているが、モンゴルでは遊牧民の歴史とともに慣習法が定着した経緯がある。1月23日に行われた拡大研究会でも述べたように、現代法制度のあり方を

考える前に、伝統的な法制度（慣習法）の歴史を学ぶことが重要である。特に家族法のような特殊な法分野においては、法解釈を行う場合、慣習法の要因は必要不可欠となる。今回の日本での研究、そして拡大研究会での発表はそのことを再確認する機会となった。拡大研究会では、成蹊大学の民法・著作権法の塩澤一洋先生、および家族法の高橋朋子先生や学生の方々から今後の研究につながる質問とコメントをいただいた。この場を借りて深謝したい。

最後に、成蹊大学アジア太平洋研究センターには、私だけではなく、もう一人お世話になったモンゴル人がいることを特筆したい。前回のニューズレターに寄稿したS・バトバヤルは、実は私の教え子である。日本法教育研究センターを卒業後、現在はモンゴル国立大学法学部の講師として共に働いている同僚でもある。モンゴルでは、先生の宝は学生であるという考えがあるように、バトバヤル氏のことを私は強く誇りに思い、成蹊大学には本当に感謝している。今回の日本の滞在は、今後の自身の研究を大きく前進させる契機となった。成蹊大学アジア太平洋研究センターにおいて研究する機会を設けてくださった、日本法教育研究センターの法学特任講師の山本哲史先生、成蹊大学の墓田桂先生、アジア太平洋研究センター所長の中江桂子先生、長橋典子さんをはじめとするスタッフの方々、拡大研究会でもお世話になった研究員の恵羅さとみさんに心よりお礼を申し上げたい。



2018年2月7日、アジア太平洋研究センターにて

現代家族法「その起源、歴史、現代における特徴を踏まえた法体系化の試論」

拡大研究会報告

成蹊大学法学部法律学科3年 綱島 富美栄

1. はじめに

2018年1月23日、CAPS招聘研究員オランゴー・バルダンドルジ氏の拡大研究会に参加させて頂き、モンゴルの民法改正についてその背景とともに知見を得ることができた。このような機会を頂けたことに心より感謝を申し上げたい。

モンゴル民法及び家族法における夫婦財産制の特質を歴史的社会的背景に基づいて明らかにしたオランゴー氏のご研究について以下、日本民法と比較対照しながらご報告する。

2. モンゴル国及びモンゴル法の変遷と個々の民族に根ざした慣習

オランゴー氏のご報告はモンゴル民法が1995年及び2002年に改正されてから現在に至るまでの経緯を概説するところから始まった。

モンゴルでは民法が財産関係を規定し、民法とは別に家族法が身分関係や子供の権利、扶養等を規定する。モンゴルにおいて私有財産制が明文上認められたのが1992年である。1920年の後半から私有財産を有することはそれすなわち資本主義的な思想に基づくものであるとの風潮に基づき、モンゴルは1960年まで社会主義体制のもと、私有財産自体が認められていなかった。しかし、1992年の憲法改正により「モンゴル国民は動産および不動産を正当に取得し、自由に所有し、利益を得、処分することはできる」(16条3項)と規定され、所有権が個々人に与えられた。

1990年までの民法において、財産は社会主義のプロパティという財産制度が維持されてきたのに対し1992年の憲法改正によりこのような財産制度は廃止され、個人所有の財産と公共の財産という新たな財産制度へと移行し、新しく市場経済原理を導入する準備が整えられた。このような変化に伴い、旧制度との間に矛盾や軋轢が生じる。

とりわけオランゴー氏が問題視しているのが家族関係における財産制度である。婚姻関係が継続している間は財産を家族単位の家族財産として観念するのに対し、婚姻関係が破綻した途端に財産は個人財産として観念され、財産分与についての



オランゴー・バルダンドルジ氏

問題が生じる。このような問題に対して実定法の維持だけではなく、伝統的な慣習法も考慮して法運用をしていかなければいけないとオランゴー氏は考える。

モンゴルでは家族の中には個々人の財産は観念されず、家族全体の財産として考えられている。一方で、個々人の所有権の絶対性を憲法が認めている。家族法はその国の伝統に近い法であり、家族法を研究するにあたってはまず伝統について学びそこから考えていく必要があるとオランゴー氏は言う。

この考えの意義を裏付けるものとしていくつかの文献が紹介された。例えば、ペンシルバニア大学で法学教員を務め、ロシア法を中心にCIS諸国やモンゴルの法制度一般に関する研究の権威であったバトラが指摘した「モンゴルにおける家族法は、その初期の段階においては成文法(codes)以上に慣習法(customary law)が支配する法領域であった」というものや、離婚時の親権の所在に関するモンゴルの伝統的な制度を紹介しているマイスキーが言及した「子のない夫婦間における離婚時の経済的な分配については、様々な慣習が存在していた」というものである。

これらを踏まえつつ、オランゴー氏は伝統的な法慣習をもってどのように法解釈をしていけば良

いのかを明らかにすることを研究目標にされたとご報告された。

これに対して名古屋大学日本法教育研究センター（CJLM）法学特任講師の山本哲史氏は、モンゴルにおいて法の解釈に軽々しく触れてはいけないという考え方は現在において形式的にはないが、社会主義国の伝統が残っていて、判例研究が乏しいと述べた。続けて山本氏は、しかしこの現象は日本の判例研究と意味づけが異なるからであって、モンゴルの法学研究が遅れているわけではないと補足的に説明された。

また、名古屋大学博物館特任教授の城所卓雄氏は阪神淡路大震災の際、一番先に援助に来たのはモンゴルであったことなど、日本とモンゴルとの間の親密性を説かれた。

加えて、成蹊大学法学部教授の塩澤一洋氏から、日本民法において28箇所「慣習」という文言が存在するが、モンゴル民法または家族法の条文中に慣習を尊重する旨の規定があるのか、との質問がなされた。これに対してオランゴー氏は第4条2項の中に存在するが、日本の民法と比較すれば慣習を重んじる旨の規定はないと回答された。また補足的に、その理由として慣習法は法源にはならないと考えられているからであって、適用できる条文がない事例の場合は原則や倫理に基づいて解決していくという方法が用いられるという旨の現状を述べられた。

これに対し塩澤氏はモンゴル法ができて日が浅く、ドイツ法やロシア法の学者がしてきた法解釈に影響されてしまい、モンゴル法自体が軽んじられているのではないかと疑問を呈するとともに、

モンゴル法自体の解釈研究としてオランゴー氏の研究は意義のあるものだと評価された。

3. 日本民法との相違点

日本民法は第1編から第5編で構成され、パンデクテン方式によって第1編に「総則」として共通ルールが抽出されており、第2編に物権、第3編に債権、第4編に親族、第5編に相続が規定される。

この体系の違いもさることながら、より大きな違いはモンゴルでは個々人が財物に対して所有権を有するようになってから2018年3月現在で、わずか26年しか経過していないことである。これに対して、日本の現行民法が施行されたのは1898年である。したがって2018年3月現在で、個々人が財物に対して所有権を有することが明文で認められてから120年が経過している。

これらの、個々人に対して財物の所有権を有することが認められた年数の違いや、私有財産制が認められるに至るまでの歴史的背景の違いから、個々人が永続的に法的に拘束される夫婦関係ひいては家族関係における財産制度の相違点が存在する。

今回のご報告では、日本の民法との相違点を認識した上で、モンゴル民法及び家族法において新設された法律の条文の規定に基づいてそれぞれの民族の慣習を最大限に尊重し、事案の解決を図ることが重要であるというオランゴー氏の研究趣旨に感銘を受け、共感した。非常に有意義な研究会に参加させて頂けたことに改めて心より感謝申し上げます。

2018年度 新規プロジェクトの紹介 第1回

共同研究プロジェクト「消費者行動における無意識と潜在意識の探究」

経済学部教授 井上 淳子

東日本大震災から7年の月日が経ちました。風化を恐れる声が年々強まっていますが、あの日の記憶が我々の中から消え去ることはないでしょう。まだ肌寒い3月の空気に触れると、2011年当時に自分が東京で経験したこと、メディアを通じて見聞きした惨状などが、とても複雑な感情を伴って思い起こされます。被災した方々、地域は今なお、

さまざまな状況と闘っておられます。その中で、今回我々の研究チームが問題意識を持つきっかけになったのは、長らく続く農作物の風評被害です。東京電力福島第一原発の事故以来、福島農家は作れない、作っても売れない、流通が取り扱わないなどの苦境を経験してきました。福島は農林水産物の一大供給地であり、「福島産」といえば米や

野菜、果物の魅力的なブランドでした。しかし、事故によりそのブランドに対する消費者の反応は一変し、未だネガティブなインパクトを拭い去ることができていません。

東京大学特任准教授の関谷直也氏が福島県外に住む消費者9,500人を対象に行った調査（2017年2月実施）では、福島県産の農水産物を回避しているという人の割合は2割で、残りの8割は積極的に購入あるいは気にしないとの態度を表明していたそうです。前者の割合は2013年の調査開始以降、4回目となる今回が最も低く、消費者の忌避行動は着実に減少していると考えられています。福島県が実施している県産農林水産物に対するイメージ調査でも、おいしさや安心に対する回答のスコアは回復基調で、県外対象者のうち6割程度がポジティブな態度を表明しています。それなのになぜ、福島産の米や野菜、果物が取引量減少や価格下落になお悩まされ続けているのでしょうか。消費者側には購買意欲があるのに、流通業者がリスク回避をして取り扱わないといった構造上の問題とする見方もあります。我々はそのほかに、こうした調査における消費者の意識的な回答と潜在意識や無意識的な反応との間に乖離があるのではないかと考えました。これは消費者行動やマーケティングの調査でも常につきまとう疑問で、たとえ無記名のアンケートであったとしても意識を伴う回答には社会的規範や同調などの影響が反映されてい

るように思います。

そこで我々はIAT(Implicit Association Test：潜在連合テスト)という人の潜在意識を測定する手法を用いて、意識を伴わない消費者の反応も意識的反応と合わせて捉えようと考えています。この実験手法は1998年に社会心理学のジャーナルに発表されたもので、対象者が課題に反応する際に内省を伴わないように設計し、その人の潜在的な意識を反応時間や回答エラーから判断するというものです。開発以来、多様な分野での適用が試みられていますが、これまでのところ主に社会的偏見(性別や人種)に関するデータがよく取られています。手法自体がまだ発展途上であることに加え、消費者行動やマーケティング分野での実績がありません。この分野で実験を適切に行うためには、実験刺激の選定や構成、信頼性と妥当性の確保が必要であるため、本プロジェクトを立ち上げました。

消費者行動の8割は無意識的に行われていると言われています。ゆえにその自動化された無意識的行動を引き起こす潜在意識を浮き彫りにすることは、行動の正しい予測を助けることでしょう。さらにこのプロジェクトでは、自動化された「接近—回避(良い—悪い)」連想の変容に身体的認知を応用して取り組む予定です。その変容が実現できれば忌避行動の解消に貢献するなど研究に大きな意義が認められると信じています。

CAPS 活動報告(2017.12.16 ～ 2018.3.15)

1. 公開講演会、研究会等

～公開講演会～

開催日	1月20日(土)
タイトル	7年目の福島 いま、私たちが考えなければならないこと
講演者	清水 修二(福島大学名誉教授)
参加者	111名

～公開シンポジウム～

開催日	1月27日(土)
タイトル	日本の中の朝鮮文化、再発見
講演者	金 現煥(駐日韓国大使館 韓国文化院 院長)、井上 満郎(京都市歴史資料館館長・高麗美術館館長)、金 政起(韓国外国語大学名誉教授)、藤本 巧(写真家)、杉山 享司(日本民藝館 学芸部長)
コメンテーター	有富 純也(文学部准教授)、奥野 昌宏(名誉教授)
参加者	220名

～公開ワークショップ～

開催日	2月22日(木)
タイトル	新興国ベトナム 変わる日本～拡大する若者の越境的移動～
講演者	石塚 二葉 (アジア経済研究所新領域研究センター・ガバナンス研究グループグループ長代理)、伊藤 未帆 (神田外語大学外国語学部 専任講師)、恵羅 さとみ (CAPS主任研究員)、佐藤 由利子 (東京工業大学環境・社会理工学院 准教授)、平澤 文美 (一橋大学大学院社会学研究科日本学術振興会特別研究員)
参加者	76名

～招聘外国人研究員による拡大研究会～

開催日	1月23日(火)
タイトル	現代家族法「その起源、歴史、現代における特徴を踏まえた法体系化の試論」
講師	BALDANDORJ Urangoo (モンゴル国立大学講師)
参加者	18名

～プロジェクト研究会～

開催日	12月18日(月)
プロジェクト名	グローバルエイジングとライフコース変容：福祉国家形成と展開の社会的分析
講演者	玉井 隆 (前日本在ナイジェリア大使館専門調査員)
参加者	3名

開催日	1月27日(土)
プロジェクト名	アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響
講演者	ヘンリー・ジョンソン (オタゴ大学教授)、マイケル・ブロンコ (明治学院大学教授)、カヴィン・カーフト (クイーンズランド工科大学上級講師)
参加者	6名

開催日	2月19日(月)
プロジェクト名	認知言語学の新領域開拓研究—英語・日本語・アジア諸語を中心として
講演者	(参加者全員で意見交換)
参加者	4名

2. 研究出張

～国内出張～

期間	12月15日(金)～12月17日(日)
プロジェクト名	認知言語学の新領域開拓研究—英語・日本語・アジア諸語を中心として
出張者	森 雄一 (文学部教授)
行 先	京都府
目的	日本語用論学会出席

期 間	2月1日(木)～2月7日(水)
プロジェクト名	アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響
出張者	ヘンリー・ジョンソン (オタゴ大学教授)
行 先	京都府・大阪府
目的	共同研究プロジェクト「アジア太平洋研究地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響」の資料調査

期 間	2月18日(日)
プロジェクト名	アジア太平洋地域における情動メディアとしての西洋音楽の影響
出張者	日比野 啓 (文学部教授)
行 先	静岡県
目的	「ミヤギ能 オセロー無限の愛」観劇および演出家・宮城 聡取材

期 間	2月23日(金)～3月1日(木)
プロジェクト名	個人史から運動史の記述へ：太平洋を横断する社会運動の歴史社会的アプローチ
出張者	上原 こずえ (CAPS特別研究員)
行 先	沖縄県
目的	戦後沖縄における石油関連施設の建設に関する情報収集

期 間	3月15(木)
プロジェクト名	認知言語学の新領域開拓研究—英語・日本語・アジア諸語を中心として
出張者	森 雄一 (文学部教授)
行 先	京都府
目的	日本語用論学会レヴィンソン教授講演会出席

3. 会議の記録

開催日	1月16日(火)
会議名	所員会議

開催日	1月17日(水)
会議名	運営委員会

開催日	2月19日(月)～22日(木)
会議名	臨時(メール)所員会議・運営委員会

CAPS Newsletter No.138

2018年4月15日発行

編集発行：成蹊大学アジア太平洋研究センター
〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

☎ 0422-37-3549 (ダイヤルイン)

FAX 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Web: <https://www.seikei.ac.jp/university/caps/>